

災害救助法施行細則の一部改正について

1 改正の概要

災害救助法（以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（以下「令」という。）及び災害救助法施行規則に定めるもののほか、本県において災害救助法施行細則（以下「細則」という。）を定めている。

なお、令第3条の規定により、内閣総理大臣が定める基準に従い、細則において救助の程度、方法及び期間の基準を定めているところであるが、令和5年3月31日付け及び令和5年6月16日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改正（令和5年4月1日適用）されたことから、細則の該当部分について、改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 「被災した住宅の応急修理」制度の改正（細則 **別表第一**）

- ・災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、ブルーシートの展張等の緊急的な修理を行う「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」制度の創設。
- ・従来の「被災した住宅の応急修理」は、「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に名称変更。

(2) 法第4条に規定する救助の種類ごとの基準額の改正（細則 **別表第一**）

① 避難所の供与

330円/日・人 → 340円/日・人（+ 10円）

② 建設型応急住宅の供与

6,285,000円/戸 → 6,775,000円/戸（+ 490,000円）

③ 炊き出しその他による食品の給与

1,180円/日・人 → 1,230円/日・人（+ 50円）

④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（1人世帯の場合）

全壊（夏季）18,700円/世帯 → 19,200円/世帯（+ 500円）

全壊（冬季）31,000円/世帯 → 31,800円/世帯（+ 800円）

半壊（夏季）6,100円/世帯 → 6,300円/世帯（+ 200円）

半壊（冬季）9,900円/世帯 → 10,100円/世帯（+ 200円）

（2人世帯の場合）

全壊（夏季）24,000円/世帯 → 24,600円/世帯（+ 600円）

全壊（冬季）40,100円/世帯 → 41,100円/世帯（+1,000円）

半壊（夏季）8,200円/世帯 → 8,400円/世帯（+ 200円）

半壊（冬季）12,900円/世帯 → 13,200円/世帯（+ 300円）

（3人世帯の場合）

全壊（夏季）35,600円/世帯 → 36,500円/世帯（+ 900円）

- | | | | | |
|--------|------------|---|------------|-----------|
| 全壊（冬季） | 55,800円／世帯 | → | 57,200円／世帯 | （+1,400円） |
| 半壊（夏季） | 12,300円／世帯 | → | 12,600円／世帯 | （+ 300円） |
| 半壊（冬季） | 18,300円／世帯 | → | 18,800円／世帯 | （+ 500円） |
- （4人世帯の場合）
- | | | | | |
|--------|------------|---|------------|-----------|
| 全壊（夏季） | 42,500円／世帯 | → | 43,600円／世帯 | （+1,100円） |
| 全壊（冬季） | 65,300円／世帯 | → | 66,900円／世帯 | （+1,600円） |
| 半壊（夏季） | 15,000円／世帯 | → | 15,400円／世帯 | （+ 400円） |
| 半壊（冬季） | 21,800円／世帯 | → | 22,300円／世帯 | （+ 500円） |
- （5人世帯の場合）
- | | | | | |
|--------|------------|---|------------|-----------|
| 全壊（夏季） | 53,900円／世帯 | → | 55,200円／世帯 | （+1,300円） |
| 全壊（冬季） | 82,200円／世帯 | → | 84,300円／世帯 | （+2,100円） |
| 半壊（夏季） | 18,900円／世帯 | → | 19,400円／世帯 | （+ 500円） |
| 半壊（冬季） | 27,400円／世帯 | → | 28,100円／世帯 | （+ 700円） |
- （世帯員数が6人以上の場合 1人当たり加算額）
- | | | | | |
|--------|------------|---|------------|----------|
| 全壊（夏季） | 7,800円／世帯 | → | 8,000円／世帯 | （+ 200円） |
| 全壊（冬季） | 11,300円／世帯 | → | 11,600円／世帯 | （+ 300円） |
| 半壊（夏季） | 2,600円／世帯 | → | 2,700円／世帯 | （+ 100円） |
| 半壊（冬季） | 3,600円／世帯 | → | 3,700円／世帯 | （+ 100円） |
- ⑤ 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
- | | | | | |
|----------------|-------------|---|-------------|------------|
| 大規模半壊・中規模半壊・半壊 | 655,000円／世帯 | → | 706,000円／世帯 | （+51,000円） |
| 準半壊 | 318,000円／世帯 | → | 343,000円／世帯 | （+25,000円） |
- ⑥ 学用品の給与
- | | | | | |
|---------|----------|---|----------|---------|
| 小学校児童 | 4,700円／人 | → | 4,800円／人 | （+100円） |
| 中学校生徒 | 5,000円／人 | → | 5,100円／人 | （+100円） |
| 高等学校等生徒 | 5,500円／人 | → | 5,600円／人 | （+100円） |
- ⑦ 埋葬
- | | | | | |
|----|------------|---|------------|-----------|
| 大人 | 213,800円／人 | → | 219,100円／人 | （+5,300円） |
| 小人 | 170,900円／人 | → | 175,200円／人 | （+4,300円） |
- ⑧ 死体の一時保存
- | | | | |
|----------|---|----------|---------|
| 5,400円／体 | → | 5,500円／体 | （+100円） |
|----------|---|----------|---------|
- ⑨ 障害物の除去
- | | | | |
|----------------|---|----------------|---------|
| 138,300円（世帯平均） | → | 138,700円（世帯平均） | （+400円） |
|----------------|---|----------------|---------|

2 施行について

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は令和5年4月1日から適用することとした。